

議案第50号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月13日提出

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 処分の目的 立木の適正伐期齢を経過しており、森林資源の循環活用のため
- 2 財産の表示 所在 大田原市北野上中山
(林班23、準林班サ、小班1)
種類 立木(スギ)
数量 1,456立方メートル(1,880本)
- 3 処分の予定価格 21,655,000円
- 4 処分の方法 素材生産販売委託